

つがる西北五広域連合会計事務規則

平成18年 3 月 2 4 日

規 則 第 4 号

改正 平成19年 3 月 2 9 日

規 則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、つがる西北五広域連合の会計事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(出納員の設置)

第2条 出納員（現金出納員及び物品出納員をいう。以下同じ）は、事務局長の職にある職員をもって充てる。

2 前項の規定により出納員に充てられた者に事故があるとき、その他特別な理由があるときは、連合長は会計管理者に内申する職員を出納員に命ずる。

(平成19規則5・一部改正)

(分任出納員の設置)

第3条 分任出納員は、次長の職にある職員をもって充てる。

2 前項の分任出納員は、会計機関の事務を補助し、又は出納員の行う事務の一部を委任を受けて会計事務を司る。

(現金取扱員の設置)

第4条 現金取扱員は、職員のうちから会計管理者の内申に基づき連合長が命じ、必要と認める係に置く。

2 前条第2項の規定は、前項の現金取扱員についてこれを準用する。

3 総務係の職員は、前項の現金取扱員を命ぜられたものとする。

(平成19規則5・一部改正)

(準用)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、つがる西北五広域連合の会計事務については、五所川原市会計事務規則（平成17年五所川原市規則第44号）の規定を例とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(つがる西北五広域連合財務規則の廃止)

2 つがる西北五広域連合財務規則（平成11年つがる西北五広域連合規則第8号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、改正後のつがる西北五広域連合会計事務規則は適用せず、改正前のつが

る西北五広域連合会計事務規則（以下「旧規則」という。）はなおその効力を有する。
この場合において、旧規則第 5 条中「吏員」とあるのは「職員」とする。